

[40]

氏名	藤井 貴之
博士の専攻分野の名称	博士（文学）
学位記番号	博第544号
学位授与の日付	2024年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	平安時代の地方財政と官人給与
論文審査委員	主査 教授 西本 昌弘 副査 教授 原田 正俊 副査 教授 野間 晴雄

論文内容の要旨

律令制下においては民衆から徴収した租・庸・調のうち、租は現地に収納して出挙（公出挙）によって運営し、地方財政の財源として利用した。これらは動用穀・不動穀などとして諸国の正倉に蓄えられた。庸・調は都に送られて、中央財政中の官人給与として支出された。しかし、平安時代には調庸物の徴収が困難になり、官人給与の財源は地方の不動穀などの稲穀に求められるようになっていった。古代国家の財政をめぐるこうした大状況は周知のことであるが、諸国の正倉に蓄積された稲穀量の変化を細かく分析することには困難が伴い、官人給与の種類ごとにその変遷を追う研究はまだまだ少ない状況にある。

本論文は、諸国の倉庫群に蓄えられた稲穀量の分析から地方財政の実態に迫り、合わせて中央財政に占める官人給与の財源の変遷を考察したもので、越中国・肥後国などに焦点を絞って地方財政を分析した第一部と、時服・位禄などの官人給与の変遷を扱った第二部とからなり、これに序章と終章を加える。全体の章構成は次の通りである。

序章 研究の現状と本書の目的

第一部 平安時代の地方財政

第一章 平安前期における地方財政の環境と政策

第二章 九世紀における鞠智城倉庫群の基礎的考察

第三章 律令財政構造からみた地方財政―「陶山の薪争い」を題材に―

第四章 律令地方財政の予算行為

第二部 平安時代の官人給与

第一章 時服の変遷に関する基礎的考察

第二章 『延喜式』諸司時服規定の変遷

第三章 平安中期の時服の形態―政務と財源を中心に―

第四章	位禄定の成立からみる官人給与の変遷
第五章	季禄の変遷と財源
終章	本書の構成と課題

序章では、日本古代の官僚制研究と財政史研究の流れをおおまかに振り返り、本論文の立場からみた地方財政史と官人給与制の課題を述べた上で、本論文の内容を要約する。

第一章では、越中国における不動穀の貯蔵状況を約 160 年間記録した『越中国官倉納穀交替記』に数的処理を施して詳しく分析し、通説の渡辺晃弘説に修正を迫る。9 世紀に稲穀は確実に蓄積されていたのではなく、承和・元慶・仁和年間には蓄積に減少がみられることを指摘し、この時期に猛威をふるった疫病・災害が歳入の減少を招いたことを述べる。

第二章では、朝鮮式山城である鞠智城（熊本県山鹿市）で検出された多数の倉庫群遺構を丹念に分析し、第一章で検討した『越中国官倉納穀交替記』に記される不動倉の規模と比較しながら、倉庫群の変遷とその歴史的意義を考察する。IV・V 期（8 世紀末～10 世紀後半）には倉庫群が礎石建ち式に変化すること、弘仁 14 年（823）設置の公営田制のクラとの関連が想定できること、蓄積された稲穀が短期的な籠城戦にふさわしい量であることから、IV・V 期の鞠智城も籠城用の施設として機能したであろうと結論づける。

第三章では、貞観元年（859）4 月に和泉・河内両国で起きた陶山の争論を取り上げ、陶邑窯跡群の発掘調査成果も踏まえながら、和泉地域における窯業生産の変遷過程を検討する。和泉国は農業生産力が弱く財政規模の小さい国であったため、調物である須恵器の納入を確実にするため、陶山を和泉国の所有とする裁定が下されたとみる。

第四章では、律令地方財政における予算行為について初歩的な考察を行う。地方財政においては中央財政における「支度書」のようなものは存在せず、公廩稲の設置後には公廩を最重要歳出と定め、大まかな財政運用がなされていたのではないかと推定する。

第二部第一章では、律令制下における種々の官人給与のなかの時服について検討し、奈良時代には官人時服・後宮時服が設置され、諸司時服は臨時に支給されるものであったが、平安初期の弘仁式において恒常的な官人給与となったとする。また、衣服料という給与名は貞観年間までは時服総体を表すものであったが、元慶 3 年（878）には衣服と王禄（皇親時服）は別々の給与名となったとみる。897 年の『寛平御遺誡』にみえるように、時服申請の政務は三省申政から官奏に変化しており、諸司分とともに諸家分の衣服も申請するなど、諸権門の家政機関への再配分を行うものに変質していたことに注意を喚起する。

第二章では、『延喜式』の諸司時服規定の変遷を追跡する。『類聚三代格』巻 6 の大同三年格では諸司時服は全官人に支給するものとなっていたが、『延喜式』ではすべての官人に支給するものとはなっておらず、この間に矛盾があるとし、この矛盾の背景を探るために、弘仁・貞観・延喜の三代格式の編纂過程を確認する。

第三章では、9 世紀以降、時服（王禄と衣服）を支給する財源が調庸物から稲穀に変化したことを、その財源となった年料別納租穀という制度を分析することで、細部を明らかにする。また、時服を申請するための政務が、8 世紀以来の三省申政という政務方式から、官奏という新たな政務法式に変わることを、諸史料を用いて明らかにする。

第四章では、四位・五位の官人に支給された位禄という給与の財源と申請政務について考察する。位禄は貞観から仁和までに全官人に支給するものから、一部の官人のみに支給するものに段

階的に変化し、これを申請するための位禄定という政務が成立した。位禄定では殿上分・禁国分などという名目で、天皇に近侍する官人や実務に秀でた精鋭官人のみに支給する位禄が決定された。位禄定の背景には慢性的な国家財政の不足があり、当時の財政状況から行政の合理化が不可避になったという。

第五章では、全官人に支給された基本給である季禄の変遷を概観する。8世紀後半以降、調庸物の徴収が困難となってくると、季禄の財源は地方の正税や不動穀に求められるようになり、これも9世紀になると支給と不支給を繰り返すようになったと論じる。

終章では、各章の結論と得られた成果をまとめ、今後の課題を述べる。

論文審査結果の要旨

本論文は、律令制下の地方財政と中央財政のなかの官人給与制が平安時代にどのような変化を遂げたのかを考察したものである。諸国の正倉の倉庫群に蓄積された稲穀量の変化を詳しく分析し、それが平安時代に中央財政中の官人給与の財源に流用されていく過程を克明に追跡したもので、古代財政史研究のなかの主要問題について、発掘調査の成果も利用して、新たな視点から明らかにした意義深い仕事であるといえる。

第一部第一章は、越中国内の正倉に蓄えられた稲穀の量を約160年間に渡って記録した希有の史料である『越中国官倉納国交替記』の内容を子細に検討し、これまでの定説に修正を加えたものである。数的処理を施した不動倉の容量分析は藤井氏独自のものであり、平安前期に頻発した疫病や災害の影響を考慮に入れるべきとする指摘には説得力がある。地方財政の基盤も盤石ではなかったことを示す業績といえる。

第二章は、熊本県山鹿市にある鞠智城跡の発掘成果を利用し、そこに造営された倉庫群の消長を見極め、平面形態から立面形態を復原した上で、この遺跡の変遷と性格を明らかにしたものである。鞠智城の研究はこれまで数多く発表されているが、財政史の観点から倉庫群に収納された稲穀量の分析を主軸に据えた研究はこれが最初である。平安時代の鞠智城倉庫群の機能を郡家機能応用説と籠城用備蓄説のいずれに求めるのかは難しい問題であるが、藤井氏が解明した事実は今後の研究の定点となるであろう。

第三章は、平安前期に河内・和泉国境で起きた陶山をめぐる争論を題材にして、和泉地域における須恵器生産の問題と、和泉国という国がもつ財政力の問題をからめた論考である。文献史料と考古資料の双方を活用し、当時勤務していた大阪狭山市の地域史に取り組んだ成果である。問題となった陶山はのちに陶器山と呼ばれ、平安時代の窯跡がいくつか発見されている場所であり、発掘調査がさらに進めば、須恵器貢納を中心とする平安時代の和泉国の財政状況が明らかになることであろう。

第四章は、古代の地方財政に予算行為というものが存在したのかどうかを問い、国司の収入であるとともに、国衙の補正予算でもあった公廩に着目したものである。この公廩を年間の最大支出額とみなし、これを目安に財政を運営したと論じるが、やはり史料不足は補いがたく、仮説の域を越えるものではない。

第二部第一章は、古代において時服あるいは衣服・衣服料と呼ばれた官人給与の史料を博捜し、それらの成立と変遷を跡づけたものである。時服は現在の賞与に相当する夏冬の臨時給与を特定の官人のみに支給するもので、その名称からみて夏服や冬服の素材を提供するものであったと推測できるが、平安前期には全官人への臨時給与に改められた。ただし、財源の問題から時服の支給が先細りになることは予想でき、藤井氏によると、平安前期には時服は衣服（料）と王祿（皇親時服）に分化し、9世紀末ともなると特定の官人や貴族の家政機関に分配するものに変化したという。地方財政にも十分目配りしつつ、時服・衣服（料）の歴史を詳しく解明した力作であるといえる。

第二章では、時服の変遷過程を弘仁・貞観・延喜の三代格式の編纂過程とからめながら考察する。『延喜式』の規定は9世紀初頭の実態を示すものではなく、8世紀に遡る内容をも含むとの前提から、関係史料を慎重に分析したものである。

第三章は、官人給与の財源が中央に貢納される調庸物から、諸国で蓄えられた稲穀に変化する事実を、時服（王祿と衣服）を中心に論じたものである。『延喜式』などに規定される年料別納租穀が官人給与の財源となることは、これまでの研究でも指摘されてきたことであるが、藤井氏はこの年料別納租穀が主として時服と位祿の財源となるものであることを明らかにした。古代官人給与制の難題に一つの方向性を与える重要な成果である。

第四章と第五章は、官人給与の主軸であった位祿と季祿の変遷について論じたものである。9世紀には位祿と季祿はともに特定官人に対する給与に変わり、季祿は不支給の場合が多かったこと、位祿が位祿定という政務によって決定されるようになったことを解明した。官人給与の観点から財源の縮小は行政改革の必要性を高め、国家機構運営の体制にも大きな変化をもたらしたことを示唆する。

以上のように注目すべき成果の多い本論文であるが、いくつかの問題点も指摘できる。まず、不動倉の稲穀は長年の備蓄によって腐損することが予想されるので、そうした可能性も含めた上で数的処理を施す必要性のあることが指摘された。また、9世紀の鞠智城の倉庫群をすべて籠城戦用とみてよいかは議論のあるところで、公営田制にともなう稲穀の収納倉庫との関係も含めて、さらに検討の余地があるように思われた。

地方に蓄えられた稲穀と中央官人の諸給与との関係を明らかにした本論文は、地方財政の消長と官人給与の変遷が密接不可分であることを再認識させた。とりわけ越中国の不動穀や肥後国鞠智城の倉庫群遺構の変遷から平安時代の地方財政の実相に迫ったことや、時服・位祿をはじめとする官人給与とその財源の詳細を解明し、位祿定という政務方式による給与配分を明らかにしたことは、地方財政と官人給与の関係性の核心を掘り下げたもので、貴重な業績として高く評価することができる。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。